

令和 2 年 9 月 28 日

第 26 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和2年9月28日
午後1時30分～午後3時30分
場所 出水市役所本庁4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長	横峯 均	6番	久野 敏朗	12番	樋口 修
1番	重信 肇一	7番	松元 秀一	13番	大城 勝司
2番	脇田 博志	8番	花園 ハルエ	14番	澤田 泰之
3番	田下 勉			15番	平中 和徳
4番	小倉 幸夫	10番	田中 紀子	16番	榎木 美代子
		11番	井町 和夫		

農地利用最適化推進委員

21番	中尾 義徳	25番	藺牟田 慶嗣	29番	坂上 茂信
22番	岩下 努	26番	富永 重満	30番	釜 義治
23番	岩元 慎太郎	27番	松元 浩文	31番	川畑 健男
24番	福本 悟	28番	澤田 みね子		

(2) 欠席委員

農業委員

5番 外園 優

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、有川

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
(全件取下げ願ひあり)
- 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 7号 非農地証明願ひについて

議長 皆さんこんにちは、ただいまから、第26回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は15人で定足数に達しております。
なお、5番、外園委員から欠席届が提出されています。
推進委員につきましては、11人全員出席です。
議事録署名委員を指名いたします。
6番、久野委員と7番、松元委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。
（「異議なし。」という者あり。）
会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等（会長報告、省略）
合意解約等の報告（事務局報告、省略）
農業用施設に供する場合の届出(2a未満)について（事務局報告、省略）
農地形質変更届について（事務局報告、省略）

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局
願います。

事務局 総会資料9ページを御覧ください。所有権移転です。

第1項。申請地は、上鯖淵、畑、ほか4筆、合計で1,300㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家です。現在は、果樹を栽培されています。許可後の面積は、6,121㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第2項。申請地は、下知識町、田、794㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている農家の方です。現在は、水稻等を栽培されております。許可後の面積は、4,195㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の農業廃止による売買の申請です。

第3項。申請地は、汐見町、田、1,018㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている農家の方です。現在は、水稻等を栽培されております。許可後の面積は、8,962㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第4項。申請地は、平和町、畑、ほか2筆、合計で4,515㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻等を耕作されております。許可後の面積は、39,145㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第5項。申請地は、荘、畑、293㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、10,596㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第6項。申請地は、高尾野町柴引、畑、ほか2筆、合計で3,097㎡です。譲受人は、農業兼公務員です。今回新規に農地を取得されます。営農計画書も添付してあります。許可後の面積は、3,097㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第7項。申請地は、高尾野町下高尾野、田、ほか1筆、合計2,351㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家で、現在は、水稻等を耕作されています。許可後の面積は、

5, 772㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。

第8項。申請地は、高尾野町大久保、田、ほか1筆、合計97.01㎡です。総会資料23ページの申請地位置図をご覧くださいと思います。申請地図をご覧くださいますと〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇合計3筆の田、〇〇〇〇番〇の一部、〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番〇の池沼で一枚の田になっています。この一体となっている田は、申請者と出水市の土地が入れ混ざって一体となり、現在は、水稻が耕作されています。今回、この一体となっている農地のうち出水市所有の〇〇〇〇番〇の合計2筆、面積にして97.01㎡を申請者に交換売買する申請になっています。今回の申請について農地法3条、下限面積の出水市では30aを満たしていませんが、「農地法施行令第2条、農地または採草放牧地の権利移動の不許可の例外のなかで、下限面積の項目にその位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」と不許可の例外が定めてあり、これに該当するため、申請を受付けています。

第9項。申請地は、高尾野町江内、田、507㎡です。譲受人は、肥育牛農家です。許可後の面積は、5,772㎡で、親子間の受贈と贈与による申請です。

第10項。申請地は、下鯖町、畑、ほか3筆、合計313.79㎡です。譲受人は、妻と農業に従事されている兼業農家で、現在は、野菜を耕作されています。許可後の面積は、7,108.79㎡で、親子間の受贈と贈与による申請です。以上です。

議長 続きまして4番委員、1番委員の調査結果の報告をお願いします。まず4番委員お願いします。

4番 4番です。審議日程については9月23日、1番委員、21番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

ただいま事務局より事務局がありましたように、これらの案件につきましては農地法第3条第2項の項目を満たしておりますので、許可相当といたしました。ただし、私共が調査いたしました第1項から第5項まで。第1項の計5筆のうちの1項に当たっては果樹を栽培されるということありましたけれど、この1項目〇〇〇〇番〇 67㎡、隅に果樹を植えられるということでもありますけれども、大木が入っており果樹栽培としては可能かどうかという案件でございました。仮調査の時にでも指摘する案件であったのではなかったかと事務局に申し上げております。以上です。

議長 続きまして1番委員お願いします。

1番 1番です。調査日、調査員は、先ほど4番委員ほうから報告されましたので省略いたします。農地法第3条の規定による許可申請について。所有権移転の第6項です。所有権移転第1項。6項は資料の19ページ、20ページの写真と地図を御覧ください。その写真では場所が説明しにくいのですが高尾野の麓集落内です。譲渡人の〇〇さんは、孫の〇〇〇〇さんに贈与するという申請であります。

次7項は21ページ、22ページをご覧ください。消防署・石坂分署又は本城公民館の南側に位置する水田2筆です。申請人の関係は渡人、〇〇〇〇さんの娘婿が受人、〇〇さんでございます。

第8項は23ページを御覧ください。場所は、高尾野の本町ためいけ公園内です。その写

真では場所が説明しにくいのですけれど高尾野の麓集落内です。ため池公園内に田んぼが1枚あります。現況は四角の田んぼですが地籍図上では申請人、〇〇さんの田と出水市が管理するため池がS字形に入り組んでおりこれを現況に合うように土地を交換する申請であります。3条申請手続きの下限面積であります。これは特例があるのことが事務局の方から説明がありました。申請地2筆のうち〇〇〇〇番〇、面積が0.01㎡。0.01㎡ということはこれは1cm角です。農作業はトラクターではなくピンセットでしなければならないかという気がいたします。現地調査の立ち合いに市役所都市計画課の職員がみえっておりましたので事情を聴いてみました。これは機械を使って測量した結果との関係で0.01㎡という小さい面積の土地になったということです。申請人の〇〇さんは現在もう他の人に貸し付けて、借り受け人が耕作されています。

第9項です。24ページをご覧ください。江内の木串公民館の南に位置する田んぼ1筆です。渡し人〇〇〇〇〇〇さんの娘さんが〇〇〇〇〇〇さんです。親子間の贈与による申請になります。

第10項ですが25～26ページをご覧ください。場所は米ノ津の野間の関の南側です。地籍図をご覧ください。地番がかかれていない中央部分がありますが、ここは、西回り高速自動車道路の予定地で現在工事が行われております。申請地は高速道路で分断された残地であります。現在工事中で申請地の部分は土に埋まってわかりませんが工事が完了すれば申請地が整備される。申請人は親子間の贈与であります。以上、所有権移転第6項～第10項まで、農地法第3条第2項、農地法第3条第2項には何がかいてあるかというところ7つほどあります。農地法第3条第2項、1農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合、2農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合。例外があります。3信託の引受により権利が取得される場合これも例外があります。4耕作・養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合。5取得後の面積が下限面積（出水市30a）に達しない場合。これも特例があります。6所有権以外の権原に基づく耕作者が転貸等をする場合。例外があります。7農地の集団化・効率化など総合的な利用に支障がある場合。以上が農地法第3条第2項です。以上7項目には該当しないため、許可相当と判断しました。これで終わります。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ございませんか。

11番 11番です。ちょっと資料的などところでちょっとお尋ねなんです。8項の譲渡人の出水市長〇〇〇〇と書いてありますが、ここは出水市長はいりますか。個人ですが出水市長まで書いたほうがいいんですかね。

議長 事務局にお願いしたいんですけど、これは出水市市有地、市の所有物ですから出水市長〇〇〇〇と記載があるのかなと。

事務局 出水市所有で出水市長〇〇〇〇と記載し、申請書にも記入されています。

議長 ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については全件許可することと決定いたします。

議長 議案第2号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 それでは、資料は、27頁農用地利用集積に係る賃借権の設定2年から、資料33頁農地

中間管理権の取得までを一括してご説明します。資料は27号農用地利用集積に係る賃借権の設定2年。第1項は再設定です。詳細はお目通し下さい。

次に、賃借権の設定3年です。第1項から第5項までは、借人が同一人です。今まで、相対で契約をされていたのですが、今般の補助事業等の絡みによりまして正式に賃借権の設定をするものです。

第1項、土地の表示、武本〇〇〇〇〇番〇 外1筆 畑 合計2,621㎡。借人、高尾野上の原自治会、59歳、男性、認定農家です。貸人、福岡県福津市、66歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第2項から借人が同一人ですので省略します。第2項、土地の表示、高尾野町大久保〇〇〇番〇 畑 3,793㎡。貸人、上り立自治会、76歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第3項、土地の表示、武本〇〇〇〇〇番〇 外1筆 畑 合計1,089㎡。貸人、鹿島自治会、74歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第4項、土地の表示、武本〇〇〇〇〇番〇 外2筆 畑 合計1,831㎡。貸人、清水自治会、63歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第5項、土地の表示、武本〇〇〇〇〇 外3筆 畑 合計10,850㎡。貸人、上中自治会、88歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

次に、賃借権の設定5年です。第1項、土地の表示、高尾野町江内〇〇〇番〇 外4筆 畑 合計4,803㎡。借人、西下り松自治会、28歳、女性、認定農家です。貸人、木牟礼自治会、91歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第2項及び29号第3項は、再設定ですので、詳細はお目通し下さい。

次に、賃借権の設定10年です。第1項、土地の表示、美原町〇〇番 田 768㎡。借人、安原自治会、42歳、男性、認定農業者です。貸人、北九州市、75歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第2項、土地の表示、下鯖町〇〇〇〇番 畑 1,044㎡。借人、芦北町 30歳、男性、認定農業者です。貸人、関外自治会、59歳、男性です。規模拡大による新規設定です。

第3項、土地の表示、下鯖町〇〇〇〇番〇 畑 2,963㎡の内2,000㎡。借人、第2項と同一人物ですので、省略します。貸人、関外自治会、84歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

この第2項、第3項は、芦北町にお住いの認定農家です。市町村をまたいで認定農家の申請につきましては、県に申請し県が認定することになっております。農政課のほうに認定証がありますので、事務局方で確認しております。

第4項、土地の表示、文化町〇〇〇〇番 田 1,097㎡。借人、上村東自治会、43歳 認定農業者です。貸人、鹿児島市、63歳、女性です。規模拡大による新規設定です。

第5項から第7項までは再設定です。詳細はお目通し下さい。

続きまして、31号農用地利用集積に係る所有権の移転です。第1項、譲受人、上浦窪自治会、88歳、男性、認定農業者です。譲渡人は、南方自治会 93歳 女性です。土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇番〇〇 畑、137㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第2項、譲受人、有限会社〇〇〇〇〇 代〇〇〇〇 認定農業者です。譲渡人は、上餅

井自治会 69歳 男性です。土地の表示、野田町下名〇〇〇〇番〇 田 537㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第3項、譲受人、西下り松自治会、45歳、男性、認定農業者です。譲渡人は、小島自治会、79歳、女性です。土地の表示、高尾野町江内〇〇〇〇 畑 4, 217㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第4項、譲受人、上水流自治会、53歳、男性、認定農業者です。譲渡人は、上水流自治会、71歳、女性です。土地の表示、高尾野町上水流〇〇〇〇番〇 田 1, 024㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第5項、譲受人は、第4項と同一人です。譲渡人は、上水流自治会、71歳、男性です。土地の表示、高尾野町上水流〇〇〇〇番〇 田 1, 895㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

第6項、譲受人は、第4項、第5項と同一人です。譲渡人は、出水中町自治会、77歳、女性です。土地の表示、高尾野町上水流〇〇〇〇番〇 田 1, 176㎡です。移転理由は、規模拡大と売渡希望です。

最後に、32号から34号農用地利用集積に係る利用権の設定、農地中間管理権の取得について説明します。合計13件 21筆 総面積32, 460㎡です。

以上で、議案第2号 農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。4番委員、審議結果の報告をお願いします。

4番 4番です。審議日時等については、前に説明したとおりですので省略します。ただいま、事務局より説明のありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、すべて適当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「はい。」と挙手)

2番 2番です。27号、28号の農用地利用集積に係る賃借権の設定3年で、借人の方がお茶栽培の認定農業者になっているのですが、期間が3年となっていますが、ここにお茶を植栽されるには3年ではあまりにも短いと思っていますが、どのようになっているのですか。それとも、お茶畑を3年間借りられるのか、わかっていたら教えてください。

議長 はい、事務局をお願いします。

事務局 お答えいたします。この契約書を持ってこられた際に、事務局からも3年では短くないですかと相談したところ、貸人の方が割と高齢で、3年ごとの更新にしてほしいとの意向でした。ただ作付けは継続してほしい希望はあると思いますが、貸人の意向を考えて、期間だけはすべて3年でということにしました。

2番 期間についてはわかりましたが、ここにお茶を植栽されるとかではなくて、一般の畑として使用したいと理解していいのですか。

議長 はい、事務局をお願いします。

事務局 今までもお茶を栽培されていて、相対で契約されていたところを、今回正式に契約するときに、実際お茶も栽培してあるので、3年では短くないですかとお尋ねしたところ、貸人の方が割と高齢で、5年後、10年後先のことはわからないとのことで3年にしてほしいとのことでした。

2番 わかりました。ここに新たにお茶を植栽されるかどうかをお尋ねしたかっただけです。

議長 外にございませんか。

(「なし。」の声)

ないようでしたら、事務局、調査員の報告では全て適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件適当と決定いたします。

議長 議案第4号 農地転用事業計画変更についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について、説明します。申請人は市内の会社員です。前回許可を受けた土地は高尾野町唐笠木〇〇〇番〇、田、809㎡で、今回事業計画変更の承認を受けようとする土地は、〇〇〇番〇、田、809㎡のうち383㎡です。当初の事業計画は貸家であり、変更後の事業計画は、一般住宅1棟です。事業計画どおり遂行できない理由は、当初の資金計画が予定どおり計画できなかったためとのことです。変更後の転用計画の必要性ですが、当該地を取得し、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするもので、必要性があると認められます。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。9月24日、14番委員、29番委員と事務局職員で調査した結果を報告します。申請地は、唐笠木公民館から北東に位置する場所で、現在は雑草等が茂っている状態でした。造成については、道路くらいの高さに上げて、雨水は道路側溝へ、生活排水は合併浄化槽へとのごとくでした。調査の結果、当初の事業計画どおり遂行できなかった理由は明確であり、農地区分と転用目的に問題はないので、承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。ないようでしたら、調査員の報告では承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第4号 農地転用事業計画変更につきましては、承認と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について、説明します。申請地は昭和町の田で204㎡です。申請人は市内の無職です。当該地を貸駐車場普通車6台分として転用しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置することから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

議長 12番委員、調査結果の報告をお願いします。

12番 12番です。調査内容は先ほど説明したとおりですので、省略します。出水市役所の近くに申請地がございまして、周囲が住宅となっている場所でした。盛土等を行わず、現状のまま砂利を敷いて利用するとのことでした。雨水は自然浸透します。調査の結果、農地区分と

転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。どうぞ。ございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について、説明します。申請地は上知識町の畑で1796㎡です。申請人は始良市在住の主婦です。当該地を取得し、貸家6棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 10番委員、調査結果の報告をお願いします。

10番 10番です。調査内容は先ほど説明したとおりですので、省略します。申請地は、上知識郵便局から5、60mほど西へ行ったところで、不耕作の状態でした。申請面積は1796㎡で、貸家6棟を建築するには妥当であると思われました。造成については、盛土はせず、勾配を利用する。生活排水は下水道、雨水は道路側溝に流すとのことでした。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局をお願いします。

事務局 第2項について、説明します。申請地は中央町の田で375㎡です。申請人は市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。農地の広がり10ha未満であり、都市計画用途地域から概ね500m以内に位置するため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

議長 10番委員、調査結果の報告をお願いします。

10番 10番です。申請地は、出水警察署とJA出水事業の間に位置する場所でした。申請面積は375㎡であり、一般住宅1棟を建築する面積として妥当であると思われます。造成については、30cmほど盛土をされ、生活排水は、浄化槽を設置し、雨水は道路側溝に流すとのことでした。地籍図中の〇〇〇番〇は、先月5条申請がされた場所になります。周辺農地への影響は無いと思われます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第6項、事務局をお願いします。(第3、4、5項は取下げ)

事務局 第6項について、説明します。申請地は下鯖町の畑で2998㎡です。申請人は熊本県で建設業を営む法人です。当該地を取得して区画造成し、分譲地として販売しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置しているため、第3

種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地は、米ノ津東小学校の南側200mほどに位置し、不耕作の状態でした。申請地地籍図をご覧ください。斜線部分が当該地なんですけど、北側の畑、〇〇番畑、〇〇〇番畑はもともとみかんが栽培されていたということなんですけど、今はなくなっていました。東側の〇〇〇番は畑、〇〇〇番畑は荒地になっていました。ここに8区画の宅地分譲を行うということで、雨水は道路側溝、生活排水は下水道に流すということで、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第7項、事務局をお願いします。

事務局 第7項について、説明します。申請地は今釜町の田で451㎡です。申請人は市内の会社員です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地位置図をご覧ください。国道3号沿いにあるニトリから北側に入っていくところになります。申請地地籍図をご覧ください。周りは宅地で囲まれてまして申請地は現在水稻を耕作中でした。となりに〇〇〇番がありますが、ここも水稻が耕作中でした。ちょっと低いところがあるので50cmほど盛土をされるそうです。生活排水は合併浄化槽をとおして水路に排水するとのことで、水路の管理者である土地改良区とは協議済みとのことでした。農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第8項、事務局をお願いします。

事務局 第8項について、説明します。申請地は浦田町の畑で2460㎡と、一体利用地として宅地1筆の946㎡のうち350㎡です。申請人は市内で建設業を営む法人です。当該地を取得し、資材置場及び重機駐車場を設置しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地位置図をご覧ください。掛腰公民館から北西に100mほど行ったところですよ。申請地地籍図をご覧ください。斜線部分が当該用地ですが、荒地となっております。〇〇〇番宅地と〇〇〇番畑の間に倉庫が建ってまして、そこを取り壊して通路として利用するそうです。〇〇〇番の畑は荒地になってました。整地をする程度で、盛土等を行わないと、雨水は自然浸透ということで、農地区分と転用目的に問題はないので許可相当と判断しました。

議長 続いて第9項、事務局をお願いします。

事務局 第9項について、説明します。申請地は高尾野町上水流の畑で1124㎡です。申請人は市内の自営業者です。現在建設業を営んでおり、既存の資材置場が水俣市にあるが距離が遠く不便なため、当該地を取得し新たに倉庫・資材置場・駐車場を設置しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一

団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地位置図をご覧ください。申請地は、荘上鯖淵線のマルイのガソリンスタンドから南側に入っていったところでした。申請地地籍図をご覧ください。斜線部分なんですけど、〇〇〇番〇の畑が当該用地になっておりまして、家庭菜園的な栽培をされているところでした。南側の〇〇〇番〇畑、〇〇〇番〇畑は同じ地主さんで、竹林になっておりまして、今言った畑どうしの間には水路がとおっておりまして、そこから排水するとのことでした。現状のまま利用するとのこと、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第10項、事務局をお願いします。

事務局 第10項について、説明します。申請地は高尾野町下水流の畑で812㎡です。申請人は市内の美容師です。現在借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟及び自己が経営する美容室を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。また、この申請地ですが、平成31年に3条の取得がありますが、それについて理由書が添付されております。その理由書について、順序立てて説明します。まず、平成31年当時の3条取得の事情なんですけど、譲渡人がこの〇〇〇〇さんより前の所有者なんですけど、その人は相続によりこの農地を取得し、遠方にいるため耕作ができないことから、地元に住んでいる現所有者の〇〇〇〇さんに譲渡したとのことでした。その後オクラ等を耕作していたそうです。今回5条申請に至った経緯ですが、譲受人の〇〇さんは譲渡人の〇〇さんの甥にあたり、〇〇さんが居宅及び店舗を建築可能な場所をさがしていたところ、この場所が相談できたとのことでした。以上の事情と経緯からですね、3条取得当初において、転用目的に農地として購入したと認められなかったため、正当な事情に該当すると判断し本申請を受け付けたところでした。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地位置図をご覧ください。下水流小学校から北西に位置しているところで、周りは全部宅地となっているところでした。ここに住宅1棟と店舗1棟を建築されるということで、面積は812㎡とちょっと大きくなっているんですが、店舗が入るのでそこは問題ないとおもいました。現況はですね、オクラを今年の夏まで作っていた形跡がありました。先ほど事務局からありましたとおり、3条取得時から営農計画に従って耕作されていたということで、そういう転用目的での取得ではないということでした。汚水は下水道、雨水は道路側溝に流すとのことでした。農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第11項、事務局をお願いします。

事務局 第11項について、説明します。申請地は高尾野町江内の畑で1336㎡のうち268㎡です。申請人は市内の会社員です。使用貸借権設定で、現在の家が老朽化しており、また手狭であるため、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区

域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 14番委員、調査結果の報告をお願いします。

14番 14番です。申請地位置図をご覧ください。江内小学校から西側に位置しております。申請地地籍図をご覧ください。斜線部分が申請地です。〇〇〇〇番の畑の斜線部分ですね。現在はみかんが栽培されておりました。周りは宅地になっていて、結構斜面になっているので、1m70cmほどのL型擁壁をいれて盛土をして整地するとのことでした。雨水は道路側溝に流すとのことでした。生活排水は下水道に流すとのこと、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第12項、事務局をお願いします。

事務局 第12項について、説明します。申請地は高尾野町唐笠木の田で809㎡のうち383㎡です。申請人は市内の会社員です。当該地を取得し、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置しているため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。説明については、総会資料38ページで説明しましたので、省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 続いて第13項、21委委員の除斥をお願いします。事務局をお願いします。

事務局 第13項について、説明します。申請地は高尾野町江内の畑2筆で429㎡です。申請人は市内の会社員です。当該地を取得し、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は江内小学校の北側にある農地です。申請面積は一般住宅1棟を建築する面積として429㎡と妥当であると思われ、造成については、現状のまま利用するとのことでした。生活排水は下水道、雨水は道路側溝に流すとのことでした。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 13項につきまして、事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。どうぞ。ございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。13項につきましては、許可相当と決定いたします。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。どうぞ。ございませんか。ないようでしたら、調査員の報告では、1項許可相当、2項許可相当、3項取下げ、4項取下げ、5項取下げ、6項許可相当、7項許可相当、8項許可相当、9項許可相当、10項許可相当、11項許可相当、12項許可相当、13項許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

それでは、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第7号 非農地証明願についてを議題とします。事務局及び調査員、説明及び報告をお願いします。

事務局 第1項について説明いたします。申請地は、高尾野町上水流の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は昭和58年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。調査日等については、先ほど報告したので、省略します。申請地は、南九州西回自動車道高尾野北インターから東側に位置しているところです。地籍図中の、〇〇〇番〇宅地とありますが、申請地の現況はこの宅地部分の敷地と一体化しており、また〇〇〇番〇と申請地を一部またぐ形で倉庫が建っていました。倉庫の古さから、申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難であると思われ。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第2項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第2項です。申請地は、高尾野町大久保の畑3筆です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は平成3年10月1日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 12番委員、調査結果の報告をお願いします。

12番 12番です。申請地は、本町ため池公園の東側に位置するところです。平成3年以前は耕作されていたそうですが、それ以降は申請人が市外へ転出したことと、あと高齢化により管理等ができなくなったことから、山林化してしまったとのことでした。現場の状況からみて、申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難であると思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第3項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第3項です。申請地は、野田町下名の畑です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は平成15年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 13委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、国道3号沿いのローソン餅井店から西側にあがっていったところです。申請地は現在山林化している状態で、申請された年月以上経過しているような状態でした。農地への復元は困難と思われ、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続いて第4項、事務局説明をお願いします。

事務局 続いて、第4項です。申請地は、高尾野町江内の畑です。登記地目は畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は昭和45年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外です。

議長 13番委員、調査結果の報告をお願いします。

13番 13番です。申請地は、江内小学校のすぐ西側にあるところです。申請地には、古い家が建っており、申請どおりの年月は経過しているものと思われ、農地への復元は困難と思われました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 事務局及び調査員の説明と報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(質疑等)

ないようでしたら、調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第7号 非農地証明願いについては、全件承認と決定いたします。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他 事務局より)

「貸したい」「借りたい」総点検活動の再開について、班会の協議を総会終了後お願いする。

議長 以上をもちまして第26回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印